

○業務担当地区



○案内図



庄内地区動物愛護センター



(仮)外観写真 R7.3.10現在

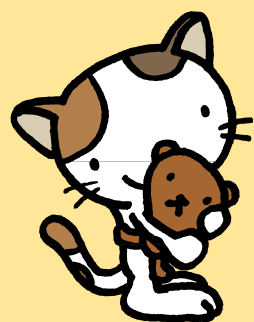
○住所

〒997-1301

山形県東田川郡
三川町大字横山字袖東7-1
(庄内総合支庁分庁舎敷地内)

○連絡先

山形県庄内保健所
生活衛生課
0235-66-4748



山形県庄内保健所

〇はじめに



山形県では「山形県動物愛護推進計画」を策定し、この中で動物愛護センターの機能強化を施策として掲げ、動物愛護・譲渡事業等に取り組んできました。

庄内地域においては、酒田市浜中の庄内地区動物管理センターを移転し、機能強化した庄内地区動物愛護センターを庄内総合支庁分庁舎敷地内に新設しました。令和6年8月に着工し、令和7年4月より事業を開始します。

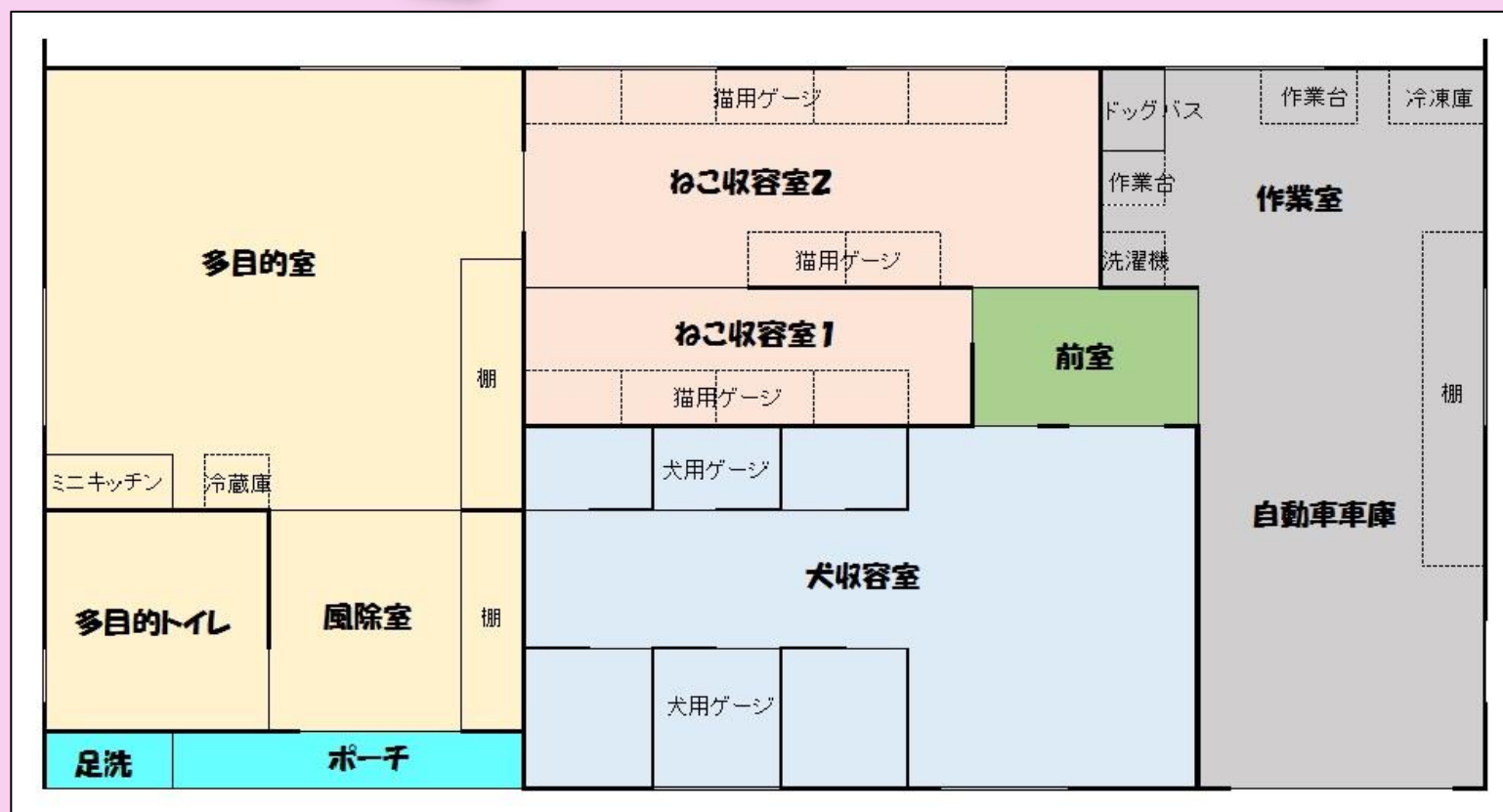
〇動物愛護センターの主な役割



愛玩動物の適正飼養の普及啓発や保護収容された犬猫の新しい飼主への譲渡を行うことを目的とし、庄内地域の動物愛護の拠点として運営する施設です。

- (1) 迷子犬の保護、抑留、返還等
- (2) 飼い主不明の犬猫の譲渡
- (3) 負傷した犬猫の保護
- (4) 犬猫の適正飼養に関する相談
- (5) 譲受希望者に対する譲渡前講習会の開催
- (6) 譲渡促進のため犬猫とのマッチングの開催
- (7) 動物愛護の普及啓発のための活動拠点
- (8) 災害時に被災動物に係る拠点機能

〇センター内案内図



〇施設の概要

- (1) 施設面積
・122.5㎡(約36坪)
- (2) 構造
・鉄筋コンクリート造平屋建て
・防音・防臭に配慮し、内壁には吸音素材のボードを使用し、窓はペアガラスの2重サッシです。
・防臭については、脱臭機能付換気扇を設置しています。
- (3) 収容動物 犬及び猫
- (4) 収容頭数 犬6頭、猫26頭
- (5) その他
・この施設では致死処分は行いません。(獣医学的な安楽死を除く。)
・この施設には遺体の焼却設備はありません。
・職員は常駐しておりません。
・一般の方は譲渡前講習会や動物とのマッチングの際にお入りいただけます。

